



# 四国税理士会報

第463号

2024.9.10

●発行所／四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人／浜崎 友二  
●編集人／秋山 千枝  
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



畦道に咲く彼岸花（高知市土佐山東川）

撮影者 高知支部 小川 玄

## 主な記事

着任のごあいさつ  
部・委員会だより～広報部～  
租税教育推進部ニュース



## 租税教育推進部ニュース

### 租税教育に関する意見交換会を開催

高知支部 山崎 公亮

高知県連は、8月20日（火）高知税務署にて「租税教育に関する意見交換会」を開催しました。今夏はコロナ感染が拡大しており心配していましたが、例年並みの総勢23名で意見交換会を行うことができました。

高知税務署から、有澤副署長をはじめ、広報広聴官1名、高松国税局から、広報広聴室長補佐1名、高知財務事務所から2名ご出席いただき、約3時間にわたり租税教育に関する情報の共有ができました。



模擬授業では、吉村由佳会員が講師となり「講義型」授業を行いました。とても聞き取りやすい声でお話しいただき、税金が公共施設に使われているという説明だけでなく、交通標識・信号機・プールの水などにそれぞれいくらかかっているか次々に質問をしていき、生徒を飽きさせない工夫をされていて非常に参考になりました。

租税教育推進部高知支部からは、四国税理士会グループウェアを活用した租税教室資料の共有方法について、まずは租推部の委員が租税教室で使ってみて良かった資料等をグループウェアにアップロードし、高知支部の会員がダウンロードできるようにしたことを説明しました。説明後は、実際にアップロードした資料を使ってみたいとの意見もありました。

その後参加者から、様々な体験談・意見が出ました。

まず、鈴江広報広聴室長補佐からは、広報広聴官時代に租税教室を100回以上実施している豊富な経験から、「1コマ50分」という授業を最後まで聞いてもらうためには、「税金に興味を持つてもらう前に、冒頭の5分間で生徒に講師のことをアピールして興味を持ってもらい心をつかむことが大事である」と話されました。自作のパワーポイントで実演もしていただき、参加者一同、深く共感したようでした。

また、会員からは、財政の話になると生徒がとたんに興味がなくなるので工夫をしたい。授業後に担任の先生と反省会をして具体的な改善要望があったなどの話が出ました。さらに若手の会員からは、「1人が年に1講座では少ないので、これから多くの高校に連絡をとり1講座でも多く租税教室が開催できるようお願いしたいと積極的な発言があり、非常に頼もしく感じました。

今年も、実施件数は前年並みで推移しており、コロナ前に比べるとかなり減少した状況が続いています。しかし、租税教室は学生の皆さんにとって税金を身近なものとして考えて興味を持つてもらえる貴重な時間であるため、1講座でも多くの学校で租税教室が開催できるように税務署との連携をこれからも続けていきたいと思います。

# 税の広場

## 新NISAについて

令和5年度税制改正により、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）に関して見直しが行われ、抜本的拡充・恒久化された新たな制度（新NISA）が令和6年1月1日から開始されました。

### （1）新NISAの概要

新NISAは、18歳以上（非課税口座を開設する年の1月1日現在）の居住者等が金融機関に開設している非課税口座で取得した上場株式等（※1）について、その配当等（※2）やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が非課税となる制度です（※3、4）。

※1 国債や地方債といった特定公社債や公募公社債投資信託の受益権などは含まれません。

※2 非課税となる配当等は、非課税口座を開設している金融機関を経由して交付されるもの（株式数比例配分方式を選択したもの）に限られ、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税対象となります。

※3 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失については、非課税口座以外の他の保管口座（特定口座や一般口座）で保有する上場株式等の配当等との損益通算、非課税口座以外の他の保管口座で保有する上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益からの控除及び繰越控除をすることはできません。

※4 非課税口座で取得した上場株式等を特定口座又は一般口座に移管する場合は、その移管時の価額で取得したものとみなされて移管がされます。

### （2）新NISAについて

令和6年1月1日から開始する新NISAの概要は、次のとおりです。

	つみたて投資枠 (特定累積投資枠)	成長投資枠 (特定非累積投資枠)
口座開設可能期間	制限なし	制限なし
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし	制限なし
非課税保有上限額 ( 極 框 ) ⇒ 14ページ(5)参照	1,800万円 ※複数残高方式で管理（枠の内利用が可能）	1,200万円（内訳）
投資対象商品 ⇒ 13ページ(4)参照	積立・分散投資に適した一社の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が公示で定める要件を満たしたものに限ります。)	上場株式・公募等株式投資信託等 (高リバッジ投資信託などの商品は、対象から除外されています。)
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

### (3) 新NISAのはじめ方

#### ○既にNISAを利用中の方

既に非課税口座を開設済みの方で、令和5年12月31日において、その非課税口座に令和5年分の「非課税管理勘定（一般NISA）」又は「累積投資勘定（つみたてNISA）」が設定されている場合（一定の場合を除きます。）には、令和6年1月1日に、その非課税口座に「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」が自動で設定されるため、特に新たな手続をせずに、新NISAを利用することができます。

#### ○新たにNISAを利用される方

金融機関に、「非課税口座開設届出書」の提出をして非課税口座を開設することで、「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」が設定されます。なお、その開設の際、その金融機関に本人確認書類（住民票の写し、マイナンバーカードなど）の提示等をして、氏名、生年月日、住所及びマイナンバーを告知する必要があります。

### (4) 投資対象商品

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」では、投資することができる金融商品が異なります。主な金融商品の投資の可否については、次の表のとおりです。

金融商品	つみたて投資枠（※1）	成長投資枠（※2）
上場株式	×	○
上場投資信託の受益権（ＥＴＦ）	○	○
公募株式投資信託の受益権	○	○
上場不動産投資法人の投資口（ＲＥＩＴ）	×	○
国債・地方債などの特定公社債	×	×
公募公社債投資信託の受益権	×	×

※1 「つみたて投資枠」において投資することができる金融商品は、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして委託者指図型投資信託約款等に次の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件（平成29年内閣府告示第540号）を満たすもの等に限られます。

- ① 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること。
- ② 信託財産は、一定の目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること。
- ③ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間ごとに行うこととされていること。

※2 「成長投資枠」において投資することができる金融商品からは、上場株式等のうち次に掲げるもの等が除かれています。

- ① 整理銘柄・監理銘柄に指定された上場株式等
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権等で、委託者指図型投資信託約款等にデリバティブ取引に係る権利に対する投資（一定の目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款等に上記※1の①及び③の定めがあるもの以外のもの

## (5) 非課税保有限度額

- 新NISAでは、その年に投資できる上限額（年間投資上限額）が定められており、その金額は、「つみたて投資枠」で120万円、「成長投資枠」で240万円となっています。
- ただし、その年の投資額が、この年間投資上限額に達していない場合であっても、非課税保有限度額（1,800万円又は1,200万円）を超えて投資をすることはできません。具体的には、以下の算式①～③に該当する場合には、非課税保有限度額を超えることになるため、「つみたて投資枠」又は「成長投資枠」に、それぞれ新たに上場株式等の受入れを行うことができません。

### つみたて投資枠（特定累積投資勘定）

#### 【算式①】

その年分の「つみたて投資枠」に受け入れた上場株式等及びこれから受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額



その年分の「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額



特定累積投資勘定基準額\*

>1,800万円

\* 「特定累積投資勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

### 成長投資枠（特定非課税管理勘定）

#### 【算式②】

その年分の「成長投資枠」に受け入れた上場株式等及びこれから受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額



特定非課税管理勘定基準額\*

>1,200万円

\* 「特定非課税管理勘定基準額」とは、その年の前年12月31日時点で「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

#### 【算式③】

その年分の「成長投資枠」に受け入れた上場株式等及びこれから受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額



その年分の「つみたて投資枠」に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額



特定累積投資勘定基準額\*

※【算式①】の「特定累積投資勘定基準額」と同じです。

>1,800万円

(注) 非課税口座（その年の前年12月31日に開設されているものに限ります。）を2以上開設している場合には、「特定累積投資勘定基準額」及び「特定非課税管理勘定基準額」は、その全ての非課税口座に設けられた「つみたて投資枠」や「成長投資枠」に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額を基に算出します。

(国税庁HPより抜粋)

## 四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

### 報酬口座振替システム

## ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

## 簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・  
消費税額の自動計算機能を搭載

## 振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中○r新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始！
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

### 口座振替 利用先紹介制度

- 紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いたします。

## ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

## ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに  
よくご利用いただいています！

介護・訪問看護



不動産・マネジメント



塾・教室・学校



スポーツクラブ



資料のご請求はスマホでもOK！

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

### 四国税理士共済会

制度運営者

〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号  
TEL(087)823-2515お問い合わせ先  
〔委託先会社〕大同生命グループ  
**NSS 日本システム収納株式会社**  
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル  
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

**0120-700-676**  
フリーダイヤル

(平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索